

(別紙)

商工第547号
令和8年1月29日

茨城県知事 殿

水戸市長 高橋 靖

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年12月2日付け告示のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヨークベニマル新原店

所在地 水戸市新原1丁目 3078-62 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名、住所

(1) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町5番42号

(2) 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目1番地1



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特にありません。		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。